舞鶴市上下水道部公告第 16 号

舞鶴市及び宮津市水道事業窓口業務等の委託について公募型プロポーザルを行うので、次のとおり参加希望者を募集する。

令和元年10月9日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 業務概要

- (1) 業務名 舞鶴市水道事業窓口等業務委託
- (2) 業務場所 舞鶴市上下水道部お客様サービス課
- (3) 業務内容 別紙「舞鶴市窓口業務等委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (4) 業務期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日とする。
- 2 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。(更正手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、舞鶴市及び宮津市(以下、「2市」という。)において入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、2 市において 契約に関する暴力団等排除要綱に基づく入札参加等除外措置を受けていないこ と。
- (6) 2市及び本店所在地において市町村民税(特別区にあっては、都民税)の滞納がないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム ISMS (ISO27001) 又はプライバシーマーク、JISQ15001 など、第三者機関の審査による認証を取得していること。
- (9) 給水人口5万人以上の水道事業体で類似業務の受託実績があること。
- (10) 2 市での同時受託が可能なこと。

3 参加手続等

(1) 舞鶴市及び宮津市水道事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)の交付

ア 交付期間 令和元年 10 月 9 日(水)から同年 10 月 18 日(金)まで (土日祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで)

イ 交付場所 10に同じ。

ウ 交付方法 直接交付又は舞鶴市・宮津市ホームページからダウンロード

4 参加申込手続

参加希望者は、実施要領に基づき参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」 という。)を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和元年 10月 23日(水) 午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。(電子メール及び FAX は不可)
- (3) 提出場所 10に同じ。
- 5 参加資格審查

参加表明書等の提出資料に基づき、参加資格要件の審査を行う。

参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知書を、FAX 又はメールで通知する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、仕様書により企画提案書を作成し提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和元年 11 月 18 日(月) 午後 5 時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。(電子メール及び FAX は不可)
- (3) 提出場所 10に同じ。
- (4) 提出書類 実施要領に記載
- 7 審查方法

企画提案の審査、評価及び受託候補者の選定を行うため、2市共同で水道事業 窓口業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置し、事業者からの プレゼンテーションを行い審査及び評価を行う。

8 プレゼンテーション等の実施日時

企画提案書提出後に各企画提案者と調整する。(11月第5週予定)

9 審査結果の通知

受託候補者を選定したときは、速やかに全企画提案者に対し文書で通知するものとする。

10 担当部署

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市上下水道部お客様サービス課お客様係

TEL 0773-62-1632 (直通)

FAX 0773-64-6488

E - mail アドレス jg-service@city.maizuru.lg.jp

ホームページアドレス https://www.city.maizuru.kyoto.jp